

令和5年度 第1回 住みよいまちづくり部会 議事録

令和5年12月20日（水）市役所 703会議室

§1、防災防犯課の担当者をお招き説明をいただく。

1. 二次避難所について

・二次避難所とは

指定避難所（小中学校の体育館がメイン）で生活することが困難な要配慮者（高齢者、障害者など）の方々が避難している施設であり、市内の高齢者施設、障害者施設等を二次避難所として指定している。（令和5年11月時点で36か所）

また、二次避難所として利用する施設の管理者と市は、協定を締結している。

・二次避難所の役割

二次避難所に避難してきた住民等が、災害の危険がなくなるまで必要期間滞在し、または災害によって自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。

・二次避難所の開設

市は災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し避難行動要支援者の避難状況を把握し、災害対策本部へ報告する。

災害対策本部は、各避難所における避難行動要支援者の避難状況を勘案し、二次避難所に指定している施設の受け入れ態勢を確認の上、二次避難所の開設を決定する。

（二次避難所へは、市の職員が派遣されるが連絡要員）

※二次避難所として指定されている施設に、開設前に近隣住民が避難してきた時は、二次避難所としてではなく、それぞれの事業所に対応をゆだねる。

2. 「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」について

・避難行動要支援者制度とは

高齢者や障害者などの要配慮者のうち、避難について特に支援を要する方を「避難行動要支援者」という。東久留米市では、災害対策基本法に基づき、こうした方々の要件を地域防災計画に定め避難行動要支援者名簿（約12,000人）を作成し、災害時の避難支援や安否確認を行うこととしている。

→入所者や通所者の名簿作成は各施設に協力をお願いするしかない。

・避難行動要支援者の範囲

区分	範囲
高齢者等	① 75歳以上の一人暮らしの者 ② 介護認定区分が要介護1～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けているもの 視覚障害4～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 聴覚障害4～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者 ③ 愛の手帳1～3度の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者。

・避難支援等関係者とは

災害時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の実施に携わる団体。

東久留米市では以下に掲げる団体を避難支援関係者と位置付けている。

NO	避難支援等関係者
1	田無警察署
2	東久留米消防署
3	東久留米市社会福祉協議会
4	民生委員
5	自治会及び自主防災組織等
6	その他の避難支援等の実施に携わる関係者

※避難支援等関係者による平常時及び災害時等の支援は、共助の仕組みの一つであることから、各団体の事情に応じて可能な範囲で実施していただくものです。

・名簿の種類について

災害の発生に備えて、平常時より避難支援関係者に名簿提供をすることについて、避難行動要支援者本人等より同意が得られた場合は、災害対策基本法49条の11第2項に基づき、名簿情報を紙媒体で提供する。

◎名簿の種類

種類	全体名簿	同意者名簿
対象者	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方	全体名簿に掲載された方のうち、平常時から名簿情報を提供することについて、本人から同意を得た方
活用	災害時の安否確認、避難支援等に活用	・ 平時の地域で取り組む訓練等に活用 ・ 災害時の安否確認、避難支援等に活用
外部提供	災害時	平常時、災害時
保管先	市	市及び避難支援関係者（警察、消防、社会福祉協議会、民生委員、自治会及び自主防災組織 等）
根拠法令	災害対策基本法 第49条の10第1項	災害対策基本法 第49条の11第2項

※・住民票が東久留米市にある方が前提

- ・防災マップは1年ごとに更新
- ・指定避難所はどこに住んでいる人でも利用可能。
- ・在宅避難できる人も一度は指定避難所に行って報告すると、避難物資を提供してもらえる。

§2、今後の検討事項について

年4回の開催を目指す。

§3、その他

特になし